

目 次

ページ

議案甲第 1 号	多久市総合計画条例……………	1
議案甲第 2 号	多久市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例…	3
議案甲第 3 号	多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例……………	4
議案甲第 4 号	多久市職員給与条例等の一部を改正する条例……………	5
議案甲第 5 号	多久市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する 条例……………	2 2
議案甲第 6 号	多久市債権管理条例の一部を改正する条例……………	2 4
議案甲第 7 号	多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……	2 7
議案甲第 8 号	多久市手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	3 0
議案甲第 9 号	多久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を 改正する条例……………	3 1
議案甲第 1 0 号	多久市高齢者福祉計画策定委員会条例の一部を改正 する条例……………	3 3
議案甲第 1 1 号	多久市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会 条例の一部を改正する条例……………	3 4

議案甲第12号	多久市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	35
議案甲第13号	多久市リサイクルセンター設置条例……………	36
議案甲第14号	土地改良事業の事務の委託について……………	37
議案乙第1号	平成31年度多久市一般会計予算……………	別冊
議案乙第2号	平成31年度多久市給与管理・物品調達特別会計 予算……………	別冊
議案乙第3号	平成31年度多久市土地区画整理事業特別会計予算…	別冊
議案乙第4号	平成31年度多久市公共下水道事業特別会計予算…	別冊
議案乙第5号	平成31年度多久市農業集落排水事業特別会計予算…	別冊
議案乙第6号	平成31年度多久市宅地造成事業特別会計予算…	別冊
議案乙第7号	平成31年度多久市国民健康保険事業特別会計予算…	別冊
議案乙第8号	平成31年度多久市後期高齢者医療特別会計予算…	別冊
議案乙第9号	平成31年度多久市水道事業会計予算……………	別冊
議案乙第10号	平成31年度多久市病院事業会計予算……………	別冊

議案乙第11号	平成30年度多久市一般会計補正予算（第6号）……別冊
議案乙第12号	平成30年度多久市給与管理・物品調達特別会計 補正予算（第2号）……別冊
議案乙第13号	平成30年度多久市土地区画整理事業特別会計 補正予算（第2号）……別冊
議案乙第14号	平成30年度多久市公共下水道事業特別会計 補正予算（第2号）……別冊
議案乙第15号	平成30年度多久市農業集落排水事業特別会計 補正予算（第2号）……別冊
議案乙第16号	平成30年度多久市宅地造成事業特別会計 補正予算（第3号）……別冊
議案乙第17号	平成30年度多久市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第3号）……別冊
議案乙第18号	平成30年度多久市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第3号）……別冊
議案乙第19号	平成30年度多久市水道事業会計補正予算 （第2号）……別冊
議案乙第20号	平成30年度多久市病院事業会計補正予算 （第2号）……別冊

議案甲第1号

多久市総合計画条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の総合計画に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市の最上位計画とし、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市の将来像とその基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市政の基本的な計画であり、基本構想における基本目標を踏まえた施策の基本的な方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市は、総合計画を策定するものとする。

(審議会への諮問)

第4条 市長は、総合計画の策定又は変更に当たっては、あらかじめ、多久市総合計画審議会条例（昭和55年多久市条例第19号）第1条に規定する多久市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、総合計画を策定又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合性の確保)

第7条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は
変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定又は変更について必要
な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

平成31年3月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

多久市総合計画の策定根拠を明確にし、必要な事項を定めるため、本条例を
制定する必要がある。

議案甲第2号

多久市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例

多久市地域公共交通会議条例（平成25年多久市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第4項及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2」を削る。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事項

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

平成31年3月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

多久市地域公共交通会議の所掌事務を追加するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 3 号

多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年多久市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

職員の超過勤務の上限等について定めるため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第4号

多久市職員給与条例等の一部を改正する条例

(多久市職員給与条例の一部改正)

第1条 多久市職員給与条例(昭和29年多久市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の90」を「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」に改める。

別表第1から別表第4を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	145,000	195,400	231,400	265,400	292,100	322,400	367,300
	2	146,200	197,100	232,900	267,500	294,200	324,600	370,000
	3	147,400	198,800	234,500	269,300	296,500	327,000	372,400
	4	148,500	200,600	236,100	271,400	298,600	329,200	375,100
	5	149,600	202,100	237,600	273,300	300,600	331,500	377,200
	6	150,800	203,800	239,400	275,100	302,900	333,600	379,700
	7	151,900	205,600	240,900	277,000	305,300	335,800	382,100
	8	153,000	207,300	242,500	279,100	307,600	338,100	384,600
	9	154,100	209,000	243,900	281,100	309,600	340,100	386,900
	10	155,500	210,900	245,400	283,200	312,000	342,300	389,700
	11	156,900	212,700	246,900	285,300	314,200	344,500	392,300
	12	158,200	214,400	248,300	287,400	316,600	346,700	395,100
	13	159,500	215,800	249,800	289,500	318,800	348,700	397,500
	14	161,000	217,700	251,300	291,600	320,900	350,800	399,900
	15	162,600	219,400	252,700	293,600	323,200	352,800	402,100
	16	164,200	221,200	254,100	295,800	325,300	354,800	404,500
	17	165,500	223,000	255,700	297,700	327,300	356,800	406,400
	18	167,000	224,700	257,500	299,800	329,400	358,800	408,400
19	168,600	226,300	259,200	301,900	331,500	360,600	410,300	

20	170,100	228,000	261,100	303,900	333,600	362,500	412,200
21	171,500	229,500	262,800	306,000	335,500	364,500	414,100
22	174,300	231,200	264,600	308,100	337,600	366,400	415,900
23	176,900	232,700	266,500	310,100	339,700	368,400	417,700
24	179,600	234,400	268,200	312,300	341,800	370,400	419,700
25	182,300	235,700	270,100	314,100	343,400	372,400	421,500
26	184,000	237,100	272,100	316,300	345,400	374,300	423,000
27	185,700	238,600	273,900	318,400	347,300	376,400	424,600
28	187,300	239,800	275,800	320,400	349,200	378,400	426,200
29	188,700	241,100	277,600	322,400	350,900	379,900	427,800
30	190,500	242,300	279,500	324,400	352,800	381,800	429,100
31	192,200	243,400	281,400	326,500	354,700	383,600	430,400
32	193,800	244,700	283,300	328,700	356,600	385,100	431,700
33	195,400	246,000	284,900	330,100	358,500	386,900	432,900
34	196,800	247,200	286,800	332,100	360,300	388,400	434,200
35	198,200	248,400	288,700	334,100	362,200	389,900	435,500
36	199,600	249,800	290,600	336,200	363,900	391,500	436,800
37	200,900	250,800	292,300	338,100	365,300	392,900	438,000
38	202,100	252,200	294,100	340,100	366,700	394,200	438,800
39	203,300	253,700	295,900	342,100	368,100	395,400	439,600
40	204,500	255,200	297,700	344,100	369,500	396,500	440,400
41	205,900	256,600	299,400	346,000	370,800	397,600	441,000
42	207,200	258,000	301,100	347,900	371,700	398,800	441,700
43	208,500	259,400	302,800	349,800	372,900	400,100	442,400
44	209,700	260,900	304,400	351,700	374,000	401,200	443,200
45	211,000	262,100	306,200	353,200	374,800	401,900	444,000
46	212,300	263,400	307,900	354,600	375,700	402,600	444,800
47	213,600	264,800	309,500	356,200	376,600	403,300	445,200
48	214,900	266,300	311,300	357,700	377,600	404,000	445,900
49	216,000	267,500	312,400	359,300	378,500	404,600	446,400
50	217,200	268,600	313,900	360,100	379,300	405,200	446,800
51	218,200	269,900	315,400	361,400	380,100	405,800	447,200
52	219,300	271,200	317,100	362,400	380,900	406,200	447,600
53	220,400	272,400	318,700	363,300	381,600	406,600	448,000
54	221,400	273,500	320,300	364,400	382,300	406,900	448,400
55	222,400	274,800	322,000	365,300	383,000	407,200	448,800
56	223,400	276,100	323,500	366,500	383,800	407,500	449,200
57	224,000	277,200	325,000	367,400	384,300	407,800	449,500
58	224,800	278,200	326,200	368,100	384,800	408,100	449,900
59	225,600	279,300	327,500	368,800	385,400	408,400	450,200
60	226,400	280,400	328,700	369,500	386,100	408,700	450,500
61	227,100	281,600	329,400	369,900	386,500	409,000	450,800
62	228,100	282,700	330,300	370,500	387,200	409,300	
63	229,000	283,600	331,100	371,200	387,800	409,600	
64	229,900	284,600	331,900	372,000	388,400	409,900	
65	230,600	285,300	332,900	372,300	388,900	410,200	
66	231,400	286,200	333,300	373,000	389,500	410,500	
67	232,300	286,900	334,000	373,700	390,100	410,800	

68	233,400	287,800	334,800	374,400	390,700	411,100
69	234,200	288,900	335,600	374,700	391,100	411,300
70	234,900	289,700	336,300	375,300	391,600	411,600
71	235,600	290,500	337,000	376,000	392,100	412,000
72	236,400	291,300	337,700	376,600	392,700	412,300
73	237,200	292,100	338,200	376,900	393,000	412,500
74	237,900	292,600	338,900	377,600	393,400	412,800
75	238,700	293,000	339,400	378,300	393,800	413,100
76	239,400	293,500	340,000	378,900	394,300	413,300
77	240,100	293,700	340,300	379,300	394,600	413,500
78	240,900	294,100	340,800	379,800	394,900	
79	241,700	294,300	341,200	380,400	395,200	
80	242,500	294,700	341,700	380,900	395,500	
81	243,100	294,900	342,100	381,400	395,700	
82	243,900	295,100	342,600	382,000	396,000	
83	244,600	295,500	343,100	382,500	396,300	
84	245,300	295,800	343,600	382,800	396,500	
85	246,000	296,100	343,900	383,300	396,700	
86	246,700	296,400	344,400	383,800	397,000	
87	247,400	296,700	344,900	384,200	397,300	
88	248,100	297,100	345,300	384,500	397,500	
89	248,700	297,400	345,600	384,900	397,700	
90	249,300	297,800	346,000	385,400	398,000	
91	249,800	298,100	346,500	385,800	398,300	
92	250,300	298,500	346,900	386,200	398,500	
93	250,600	298,700	347,100	386,500	398,700	
94		298,900	347,500	387,000		
95		299,300	348,000	387,400		
96		299,700	348,400	387,800		
97		299,900	348,600	388,100		
98		300,200	349,000	388,700		
99		300,600	349,400	389,100		
100		301,000	349,800	389,500		
101		301,200	350,100	389,800		
102		301,500	350,500			
103		301,900	350,900			
104		302,200	351,300			
105		302,400	351,800			
106		302,700	352,200			
107		303,100	352,600			
108		303,400	353,000			
109		303,600	353,500			
110		304,000	353,900			
111		304,400	354,200			
112		304,700	354,500			
113		304,900	355,000			
114		305,200				
115		305,500				

	116		305,900					
	117		306,100					
	118		306,300					
	119		306,600					
	120		306,900					
	121		307,300					
	122		307,500					
	123		307,800					
	124		308,100					
	125		308,400					
再任用職員		187,700	215,200	258,600	278,300	293,700	318,900	361,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700	566,500
	2	250,400	336,100	400,800	474,000	569,600
	3	252,900	339,000	403,700	476,200	572,700
	4	255,400	342,000	406,500	478,500	575,800
	5	257,600	344,700	409,100	480,700	578,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900	581,100
	7	265,200	351,100	414,600	485,100	583,500
	8	269,000	354,200	417,300	487,300	585,900
	9	272,600	357,000	419,500	489,300	588,100
	10	276,600	359,900	422,200	491,400	589,600
	11	280,600	363,000	424,800	493,500	591,100
	12	284,600	366,200	427,500	495,600	592,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700	594,100
	14	292,400	372,700	432,400	499,800	595,200
	15	296,300	375,900	434,800	501,900	596,300
	16	300,200	379,600	437,300	504,000	597,200
	17	303,900	383,200	439,300	506,100	598,400
	18	307,500	385,900	441,700	508,100	599,400
	19	311,000	388,700	444,000	510,100	600,400
	20	314,600	391,400	446,400	512,100	601,400
21	318,200	394,200	447,900	513,900	602,400	

22	321,900	396,800	450,300	515,700
23	325,400	399,400	452,600	517,600
24	328,900	401,800	454,900	519,500
25	332,400	403,800	456,900	521,200
26	335,200	406,100	459,200	523,000
27	337,800	408,300	461,400	524,800
28	340,400	410,600	463,700	526,600
29	343,200	412,900	465,800	528,200
30	345,300	415,000	468,100	530,000
31	347,500	417,000	470,400	531,800
32	349,900	419,100	472,600	533,600
33	352,100	421,000	474,600	535,200
34	354,500	422,800	476,700	537,000
35	356,700	424,600	478,800	538,700
36	359,200	426,600	480,900	540,500
37	361,400	428,500	483,000	542,100
38	363,800	430,500	484,800	543,700
39	366,200	432,400	486,600	545,100
40	368,400	434,400	488,400	546,700
41	370,700	436,200	490,100	548,200
42	372,100	438,000	491,900	549,600
43	373,600	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900

	63	392,500	467,600	518,800	569,800	
	64	393,000	468,300	519,600	570,700	
	65	393,300	469,000	520,500	571,600	
	66		469,700	521,400		
	67		470,400	522,100		
	68		471,000	523,000		
	69		471,300	523,900		
	70		472,000	524,700		
	71		472,700	525,600		
	72		473,400	526,500		
	73		473,800	527,300		
	74		474,400	528,200		
	75		475,100	529,100		
	76		475,800	529,800		
	77		476,200	530,600		
	78		476,800	531,500		
	79		477,400	532,400		
	80		477,900	533,300		
	81		478,500	534,100		
	82		479,000	535,000		
	83		479,500	535,900		
	84		480,000	536,800		
	85		480,400	537,600		
	86		481,000	538,500		
	87		481,400	539,400		
	88		481,900	540,300		
	89		482,400	541,100		
	90		483,000			
	91		483,600			
	92		484,000			
	93		484,500			
	94		485,100			
	95		485,700			
	96		486,300			
	97		486,800			
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、医師の職にある職員に適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（２）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	188,700	223,700	249,700	282,500	331,000	375,900
	2	151,600	190,400	225,200	251,100	284,600	333,000	378,600
	3	153,000	192,000	226,700	252,300	286,800	335,300	381,300
	4	154,400	193,600	228,300	253,700	289,100	337,500	384,000
	5	155,600	195,100	229,600	254,900	291,200	339,500	386,300
	6	157,500	196,700	231,200	256,200	293,300	341,700	389,100
	7	159,200	198,200	232,600	257,400	295,500	343,800	391,700
	8	160,900	199,600	234,300	258,700	297,700	346,100	394,500
	9	162,700	201,200	235,500	260,000	299,800	348,100	396,600
	10	164,400	202,800	237,000	261,100	302,000	350,300	398,900
	11	166,100	204,300	238,400	262,200	304,100	352,400	401,200
	12	168,000	205,900	239,800	263,200	306,400	354,500	403,400
	13	169,500	207,300	241,400	264,500	308,500	356,300	405,500
	14	171,400	208,800	242,800	265,800	310,500	358,300	407,600
	15	173,500	210,300	244,000	267,400	312,700	360,200	409,600
	16	175,400	211,900	245,500	268,800	314,700	362,300	411,700
	17	177,300	213,400	246,600	270,400	316,900	364,100	413,600
	18	179,300	214,900	247,700	272,300	318,900	366,100	415,600
	19	181,100	216,600	248,800	274,100	321,000	368,200	417,500
	20	183,000	218,300	250,100	276,000	323,200	370,200	419,700
	21	185,000	219,600	251,500	277,900	325,100	372,100	421,500
	22	186,500	221,100	252,500	279,700	327,100	374,100	423,100
	23	188,000	222,600	253,600	281,500	329,100	376,200	424,800
	24	189,500	224,100	254,700	283,400	331,100	378,400	426,300
	25	191,200	225,500	256,000	285,200	333,100	379,800	427,800
	26	192,500	226,900	257,400	287,100	335,000	381,600	429,100
	27	193,900	228,300	258,800	289,100	337,000	383,500	430,400
	28	195,300	229,600	260,300	290,900	339,100	385,100	431,800
	29	196,700	230,900	261,900	292,700	340,600	386,900	433,100
	30	197,900	232,200	263,600	294,700	342,400	388,400	434,300
	31	199,100	233,800	265,300	296,500	344,200	390,100	435,500
	32	200,400	235,200	267,100	298,400	346,000	391,800	436,600
	33	201,700	236,500	268,500	300,300	347,700	393,100	437,900
	34	203,000	237,700	270,300	302,000	349,500	394,500	439,100
	35	204,300	238,800	272,100	303,800	351,500	395,800	440,300
	36	205,700	240,000	273,900	305,700	353,300	397,000	441,500
	37	206,700	241,400	275,400	307,100	355,100	398,100	442,800
	38	207,900	242,700	277,200	308,800	356,900	399,300	443,700
	39	209,100	244,000	278,900	310,600	358,500	400,500	444,100
	40	210,400	245,300	280,600	312,200	360,200	401,600	444,800
	41	211,600	246,600	282,200	314,000	361,500	402,400	445,300
	42	212,800	247,800	283,900	315,700	362,600	403,200	445,700
43	214,000	249,000	285,600	317,400	363,800	404,000	446,100	

44	215, 200	250, 200	287, 300	319, 100	365, 000	404, 800	446, 500
45	216, 500	251, 400	289, 000	320, 200	366, 200	405, 200	446, 900
46	217, 600	252, 800	290, 700	321, 700	367, 100	405, 900	447, 300
47	218, 600	254, 300	292, 400	323, 200	368, 300	406, 400	447, 700
48	219, 700	255, 800	294, 100	324, 800	369, 400	406, 800	448, 000
49	220, 700	257, 400	295, 400	326, 200	370, 400	407, 200	448, 300
50	221, 700	258, 800	297, 000	327, 600	371, 400	407, 500	448, 700
51	222, 700	260, 200	298, 500	328, 800	372, 500	407, 800	449, 000
52	223, 700	261, 700	300, 200	330, 100	373, 500	408, 100	449, 400
53	224, 300	262, 800	301, 600	331, 200	374, 300	408, 400	449, 700
54	225, 100	264, 200	303, 100	332, 200	375, 100	408, 700	
55	225, 800	265, 600	304, 500	333, 400	376, 000	409, 000	
56	226, 700	267, 100	306, 100	334, 400	376, 900	409, 300	
57	227, 400	268, 000	307, 300	334, 900	377, 400	409, 600	
58	228, 300	269, 300	308, 500	335, 800	378, 300	409, 900	
59	229, 100	270, 600	309, 700	336, 600	379, 100	410, 200	
60	229, 900	272, 000	311, 200	337, 500	379, 900	410, 600	
61	230, 800	273, 000	312, 500	338, 300	380, 300	410, 800	
62	231, 600	274, 200	313, 700	338, 700	381, 000	411, 200	
63	232, 600	275, 500	315, 000	339, 300	381, 700	411, 500	
64	233, 600	276, 800	316, 300	340, 000	382, 400	411, 800	
65	234, 300	277, 800	317, 700	340, 600	382, 800	412, 000	
66	235, 100	278, 900	318, 500	341, 300	383, 500		
67	235, 900	280, 000	319, 300	342, 000	384, 200		
68	236, 800	281, 100	320, 100	342, 700	384, 700		
69	237, 500	282, 200	320, 700	343, 400	385, 100		
70	238, 300	283, 300	321, 400	343, 900	385, 600		
71	239, 000	284, 400	322, 200	344, 600	386, 100		
72	239, 700	285, 500	322, 800	345, 200	386, 600		
73	240, 400	286, 300	323, 500	345, 500	387, 200		
74	241, 200	287, 000	323, 700	346, 100	387, 700		
75	242, 000	287, 500	324, 300	346, 600	388, 300		
76	242, 800	288, 400	324, 900	347, 200	389, 000		
77	243, 300	289, 200	325, 500	347, 700	389, 500		
78	244, 000	289, 800	326, 000	348, 200	390, 000		
79	244, 600	290, 400	326, 500	348, 700	390, 500		
80	245, 200	291, 000	327, 000	349, 100	391, 000		
81	245, 600	291, 700	327, 700	349, 400	391, 300		
82	246, 000	292, 200	328, 200	349, 800	391, 800		
83	246, 400	292, 600	328, 600	350, 200	392, 200		
84	246, 700	293, 000	329, 100	350, 500	392, 600		
85	247, 100	293, 200	329, 600	351, 000	393, 000		
86		293, 400	330, 000	351, 300			
87		293, 700	330, 200	351, 600			
88		293, 900	330, 600	351, 900			
89		294, 300	331, 000	352, 300			
90		294, 500	331, 400	352, 600			
91		294, 700	331, 800	353, 000			

	92		294,900	332,200	353,300			
	93		295,300	332,500	353,700			
	94		295,500	332,700	354,000			
	95		295,700	333,200	354,300			
	96		296,000	333,500	354,600			
	97		296,400	333,700	354,900			
	98		296,700	334,000	355,400			
	99		296,900	334,300	355,800			
	100		297,200	334,600	356,200			
	101		297,500	334,800	356,700			
	102		297,700	335,100	357,100			
	103		297,900	335,500	357,500			
	104		298,200	335,700	357,900			
	105		298,500	335,900	358,400			
	106			336,100				
	107			336,500				
	108			336,700				
	109			336,900				
	110			337,300				
	111			337,700				
	112			338,100				
	113			338,300				
再任用職員		188,700	215,300	246,700	260,300	286,000	327,400	369,700

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士及び栄養士の職にある職員に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	164,100	192,100	239,800	262,900	288,600
	2	165,500	194,200	241,600	263,900	290,400
	3	167,000	196,400	243,400	264,700	292,300
	4	168,500	198,400	245,300	265,800	294,400
	5	170,000	200,500	246,700	266,700	296,100
	6	171,500	202,900	248,000	267,600	297,900
	7	173,000	205,200	249,000	268,400	299,900
	8	174,600	207,600	250,400	269,500	301,800
	9	175,900	210,000	251,500	270,600	303,700
	10	177,600	211,400	252,600	271,400	305,700
	11	179,300	212,900	253,500	272,700	307,500
	12	180,900	214,100	254,500	273,900	309,400
	13	182,400	215,400	255,800	275,200	311,100

14	184,400	216,800	256,900	276,400	312,800
15	186,500	218,300	257,600	277,700	314,600
16	188,500	219,400	258,600	279,200	316,500
17	190,800	220,700	259,400	280,600	318,300
18	192,900	222,100	260,200	282,000	319,900
19	195,000	223,600	261,300	283,400	321,600
20	197,200	225,000	262,300	284,800	323,400
21	199,300	226,200	263,200	286,400	324,900
22	201,600	227,800	264,200	288,000	326,400
23	203,800	229,500	265,200	289,600	328,100
24	206,000	231,100	266,200	291,100	329,600
25	208,100	232,200	267,500	292,400	331,200
26	209,400	234,000	268,600	294,300	332,600
27	210,600	235,700	269,800	296,100	334,200
28	211,800	237,400	271,200	297,800	335,800
29	213,000	239,100	272,600	299,200	337,100
30	214,100	240,500	274,100	301,000	338,700
31	215,300	241,800	275,700	302,600	340,100
32	216,400	243,000	277,300	304,300	341,600
33	217,700	244,300	278,900	305,900	343,200
34	218,900	245,500	280,400	307,400	344,800
35	220,100	246,400	281,700	309,000	346,400
36	221,300	247,500	283,200	310,700	347,900
37	222,500	248,400	284,800	312,100	349,700
38	223,900	249,400	286,200	313,500	351,300
39	225,200	250,300	287,700	315,100	352,800
40	226,500	251,400	289,200	316,800	354,400
41	227,300	252,100	290,600	318,400	355,700
42	228,800	252,900	292,200	319,800	357,200
43	230,200	253,800	293,700	321,200	358,700
44	231,600	254,800	295,400	322,800	360,100
45	232,700	255,800	296,800	323,800	361,800
46	234,200	256,800	298,200	325,200	362,800
47	235,500	257,800	299,800	326,600	364,300
48	236,800	258,800	301,300	328,200	365,600
49	237,900	259,800	302,500	329,300	367,100
50	239,100	261,000	303,800	330,700	368,500
51	240,100	262,200	305,300	332,000	369,800
52	241,200	263,500	306,700	333,400	371,200
53	242,100	264,700	308,200	334,800	372,800
54	243,100	266,300	309,500	336,200	374,000
55	244,100	267,700	311,000	337,600	375,100
56	245,100	269,200	312,400	339,000	376,300
57	246,000	270,700	313,400	339,900	377,400
58	246,900	272,400	314,600	341,200	378,400
59	247,700	273,900	315,800	342,400	379,400
60	248,700	275,500	317,300	343,700	380,400
61	249,800	276,900	318,400	344,900	381,000

62	250,800	278,500	319,700	345,800	381,800
63	251,700	280,000	321,000	347,000	382,600
64	252,700	281,400	322,300	348,300	383,500
65	253,600	283,000	323,600	349,400	384,200
66	254,500	284,500	324,900	350,700	384,800
67	255,700	286,000	326,200	351,900	385,600
68	256,700	287,500	327,600	353,000	386,300
69	257,600	288,800	328,300	354,000	386,900
70	258,700	290,300	329,400	355,000	387,500
71	259,900	291,800	330,500	356,200	388,200
72	261,100	293,200	331,400	357,300	388,900
73	262,500	294,400	332,700	358,100	389,600
74	263,800	295,800	333,500	359,200	390,100
75	265,100	297,200	334,600	360,300	390,700
76	266,500	298,500	335,800	361,500	391,200
77	267,500	300,100	336,900	362,200	391,600
78	268,600	301,400	338,100	363,000	392,200
79	269,900	302,600	339,300	363,800	392,700
80	271,200	303,900	340,500	364,500	393,000
81	272,300	304,600	341,600	365,100	393,300
82	273,300	305,900	342,700	365,600	393,800
83	274,400	307,000	343,700	366,200	394,300
84	275,500	308,200	344,900	366,800	394,600
85	276,400	309,300	345,800	367,400	394,900
86	277,400	310,600	346,800	367,900	395,400
87	278,500	311,800	347,700	368,500	395,900
88	279,600	312,900	348,700	369,000	396,300
89	280,500	314,200	349,800	369,500	396,600
90	281,400	315,400	350,600	369,800	397,000
91	282,400	316,700	351,400	370,400	397,500
92	283,500	317,900	352,200	370,900	397,900
93	284,500	318,700	352,800	371,200	398,300
94	285,500	319,400	353,400	371,700	
95	286,400	320,100	354,100	372,200	
96	287,400	320,700	354,700	372,500	
97	288,300	321,400	355,100	373,100	
98	289,100	321,800	355,600	373,600	
99	289,700	322,400	356,100	374,100	
100	290,600	323,100	356,500	374,600	
101	291,400	323,500	357,000	375,200	
102	292,200	324,100	357,400	375,700	
103	293,000	324,700	357,900	376,200	
104	293,900	325,300	358,300	376,600	
105	294,600	325,800	358,600	377,200	
106	295,100	326,200	359,100	377,800	
107	295,600	326,700	359,500	378,300	
108	296,100	327,300	359,800	378,800	
109	296,300	327,700	360,300	379,400	

110	296,600	328,100	360,900	379,800
111	296,800	328,400	361,400	380,300
112	297,200	328,700	361,900	380,800
113	297,500	329,100	362,400	381,400
114	297,700	329,500	362,900	
115	298,100	329,900	363,400	
116	298,400	330,200	363,800	
117	298,700	330,400	364,200	
118	299,000	330,700	364,600	
119	299,400	331,100	365,100	
120	299,800	331,300	365,600	
121	300,100	331,500	366,000	
122	300,500	331,800	366,600	
123	300,800	332,100	367,100	
124	301,200	332,400	367,600	
125	301,400	332,600	367,900	
126	301,600	333,000		
127	301,900	333,400		
128	302,300	333,600		
129	302,500	333,800		
130	302,800	334,000		
131	303,200	334,400		
132	303,600	334,600		
133	303,800	334,900		
134	304,100	335,300		
135	304,500	335,700		
136	304,900	336,100		
137	305,100	336,400		
138	305,400	336,800		
139	305,800	337,200		
140	306,100	337,600		
141	306,300	337,900		
142	306,700	338,300		
143	307,100	338,700		
144	307,400	339,100		
145	307,600	339,400		
146	307,800	339,800		
147	308,100	340,200		
148	308,500	340,600		
149	308,700	340,900		
150	308,900	341,300		
151	309,200	341,700		
152	309,500	342,100		
153	309,900	342,400		
154	310,100			
155	310,300			
156	310,700			
157	311,000			

	158	311,300				
	159	311,600				
	160	311,900				
	161	312,300				
	162	312,600				
	163	312,900				
	164	313,200				
	165	313,600				
	166	313,900				
	167	314,200				
	168	314,500				
	169	314,900				
再任用職員		235,100	258,800	266,100	276,400	293,000

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師の職にある職員に適用する。

第2条 多久市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「4,200円」を「4,400円」に、「20,000円」を「21,000円」に、「5,900円」を「6,000円」に、「6,300円」を「6,600円」に、「30,000円」を「31,500円」に、「8,850円」を「9,000円」に改め、同条第2項中「6,300円」を「6,600円」に、「30,000円」を「31,500円」に、「8,850円」を「9,000円」に改める。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「100分の130」とあるのは「100分の72.5」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改め、同条第5項中「以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるの

は「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」を「以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)」から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第21条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」に改める。

別表第6 医療職給料表(1) 等級別基準職務表の表中

「

3 級	1 副院長の職務 2 診療部門長の職務 3 高度な知識経験を必要とする業務を行う医長の職務
4 級	1 病院長の職務 2 高度な知識経験を必要とする業務を行う副院長の職務 3 高度な知識経験を必要とする業務を行う診療部門長の職務

」

を

「

3 級	1 副院長の職務 2 診療部門長の職務 3 部長の職務 4 相当の知識経験を必要とする業務を行う医長の職務
4 級	1 病院長の職務 2 高度な知識経験を必要とする業務を行う副院長の職務 3 高度な知識経験を必要とする業務を行う診療部門長の職務 4 高度な知識経験を必要とする業務を行う部長の職務 5 高度な知識経験を必要とする業務を行う医長の職務

」

に改める。

(多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正)

第3条 多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例(昭和33年多久

市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第4条 多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改める。

(市長及び副市長の諸給与条例の一部改正)

第5条 市長及び副市長の諸給与条例(昭和29年多久市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第6条 市長及び副市長の諸給与条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改める。

(多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例の一部改正)

第7条 多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例(昭和29年多久市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第8条 多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の130」とあるのは「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（多久市職員給与条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第4の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（給与条例第21条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定による改正後の多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の市長及び副市長の諸給与条例（以下「改正後の市長副市長諸給与条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例（以下「改正後の教育長諸給与条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 平成30年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与等の内払)

第3条 第1条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「改正後

の給与条例」という。) 、改正後の議員報酬条例、改正後の市長副市長諸給与条例又は改正後の教育長諸給与条例を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例、第5条の規定による改正前の市長及び副市長の諸給与条例又は第7条の規定による改正前の多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の議員報酬条例、改正後の市長副市長諸給与条例又は改正後の教育長諸給与条例の規定による給与等の内払とみなす。

上記の議案を提出する。

平成31年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

佐賀県人事委員会勧告に伴う職員の給与等の改定及び医療職の等級別基準職務表を改正するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第5号

多久市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

多久市職員特殊勤務手当支給条例（昭和45年多久市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「副院長」の次に「及び診療部門長」を加え、同項第3号中「医長」を「部長及び医長」に改める。

第9条第2項第1号中ア及びイを次のように改める。

ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 7,300円

イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に
応じ、次に掲げる額

(ア) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,550円

(イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,1
00円

(ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,150円

第9条第2項第1号ウを削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

平成31年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

勤務の特殊性に鑑み支給する医療手当の改正及び夜間看護等手当を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 6 号

多久市債権管理条例の一部を改正する条例

多久市債権管理条例（平成 30 年多久市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

- (3) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 231 条の 3 第 1 項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権をいう。

第 2 条第 4 号を次のように改める。

- (4) 強制徴収公債権 公債権のうち、法第 231 条の 3 第 3 項に規定する分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権をいう。

第 2 条に次の 3 号を加える。

- (5) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
(6) 私債権 市の債権のうち、市税及び公債権以外の債権をいう。
(7) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 2 市税及び公債権について、前項の規定により督促をした場合においては、市税は多久市税条例（昭和 29 年多久市条例第 44 号）、公債権においては規則で定める督促手数料を徴収する。

第 12 条を第 13 条とする。

第 11 条（見出しを含む。）中「その他の債権」を「非強制徴収債権」に改め、同条第 1 項第 6 号中「第 9 条」を「第 10 条」に改め、同条を第 12 条とする。

第 10 条中「その他の債権」を「非強制徴収債権」に改め、同条を第 11 条

とする。

第9条（見出しを含む。）中「その他の債権」を「非強制徴収債権」に改め、同条を第10条とする。

第8条（見出しを含む。）中「公課」を「強制徴収公債権」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（延滞金）

第6条 市長は、市税及び公債権について、法令等に定めがある場合を除き、前条の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、市税は多久市税条例、公債権においては規則で定める延滞金額を加算する。

2 市長は、市税及び公債権について、履行期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の多久市債権管理条例第5条第2項及び第6条の規定（市税に係る部分を除く。）は、平成32年4月1日以後に発生する公債権について、適用する。

上記の議案を提出する。

平成31年3月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

地方自治法第231条の3の規定による督促手数料及び延滞金について定めるため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第7号

多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多久市国民健康保険税条例（昭和29年多久市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の11.9」を「100分の12.42」に改める。

第4条中「27,900円」を「29,500円」に改める。

第5条第1号中「32,600円」を「34,900円」に改め、同条第2号中「16,300円」を「17,450円」に改め、同条第3号中「24,450円」を「26,175円」に改める。

第6条中「100分の2.93」を「100分の3.16」に改める。

第7条中「7,000円」を「7,600円」に改める。

第7条の2第1号中「7,700円」を「8,400円」に改め、同条第2号中「3,850円」を「4,200円」に改め、同条第3号中「5,775円」を「6,300円」に改める。

第8条中「100分の2」を「100分の1.61」に改める。

第9条中「9,200円」を「7,400円」に改める。

第9条の2中「3,900円」を「3,200円」に改める。

第21条第1号ア中「19,530円」を「20,650円」に改め、同号イ(ア)中「22,820円」を「24,430円」に改め、同号イ(イ)中「11,410円」を「12,215円」に改め、同号イ(ウ)中「17,115円」を「18,323円」に改め、同号ウ中「4,900円」を「5,320円」に改め、同号エ(ア)中「5,390円」を「5,880円」に改め、同号エ(イ)中「2,695円」を「2,940円」に改め、同号エ(ウ)中「4,043円」を「4,410円」に改め、同号オ中「6,440円」を「5,180円」に改め、同号カ中「2,730円」を「2,240円」に改め、同条第2号ア中

「13,950円」を「14,750円」に改め、同号イ(ア)中「16,300円」を「17,450円」に改め、同号イ(イ)中「8,150円」を「8,725円」に改め、同号イ(ウ)中「12,225円」を「13,088円」に改め、同号ウ中「3,500円」を「3,800円」に改め、同号エ(ア)中「3,850円」を「4,200円」に改め、同号エ(イ)中「1,925円」を「2,100円」に改め、同号エ(ウ)中「2,888円」を「3,150円」に改め、同号オ中「4,600円」を「3,700円」に改め、同号カ中「1,950円」を「1,600円」に改め、同条第3号ア中「5,580円」を「5,900円」に改め、同号イ(ア)中「6,520円」を「6,980円」に改め、同号イ(イ)中「3,260円」を「3,490円」に改め、同号イ(ウ)中「4,890円」を「5,235円」に改め、同号ウ中「1,400円」を「1,520円」に改め、同号エ(ア)中「1,540円」を「1,680円」に改め、同号エ(イ)中「770円」を「840円」に改め、同号エ(ウ)中「1,155円」を「1,260円」に改め、同号オ中「1,840円」を「1,480円」に改め、同号カ中「780円」を「640円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の多久市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

平成31年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

多久市国民健康保険税を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 8 号

多久市手数料徴収条例の一部を改正する条例

多久市手数料徴収条例（平成 12 年多久市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 30 号を第 31 号とし、第 19 号から第 29 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 18 号の次に次の 1 号を加える。

(19) 航空写真図及び字図付航空写真図の閲覧手数料 1 件につき 600 円

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

平成 31 年 3 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

航空写真図及び字図付航空写真図の閲覧手数料を定めるため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第9号

多久市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

多久市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年多久市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、延滞の場合を除き、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を年1.0パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行し、改正後の多久市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第1項及び第3項の規定は、同日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

上記の議案を提出する。

平成31年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

災害弔慰金の支給に関する法律及び災害弔慰金の支給に関する法律施行令の一部改正に伴い災害援護資金の貸付けについて改正するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第10号

多久市高齢者福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例

多久市高齢者福祉計画策定委員会条例（平成26年多久市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉課」を「地域包括支援課」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

平成31年3月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

多久市高齢者福祉計画策定委員会の庶務を地域包括支援課において行うため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 1 1 号

多久市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会条例の一部を
改正する条例

多久市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会条例（平成 2 6 年多久市
条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び障害者の」を「、障害者の」に改め、「第 8 8 条第 1 項」の
次に「及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 3 条の 2 0 第 1 項」
を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉
法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第12号

多久市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多久市国民健康保険条例（昭和34年多久市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、出産した者が当該出産日において法第59条各号に該当する場合には、行わない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

平成31年3月1日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

出産育児一時金の給付の制限について定めるため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 13 号

多久市リサイクルセンター設置条例

(設置)

第 1 条 廃棄物を適正に処理し、再生資源の利用の促進と廃棄物の減量化を図るため、多久市リサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 リサイクルセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 多久市リサイクルセンター

位置 多久市北多久町大字小侍 4 6 4 4 番地 3 0

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

平成 31 年 3 月 1 日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

多久市リサイクルセンターを設置するため、本条例を制定する必要がある。

議案甲第14号

土地改良事業の事務の委託について

本市に係る土地改良事業の事務の一部を白石町に委託して、これを管理し、及び執行するに当たり、別紙のとおり規約を定めるため同町と協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成31年3月1日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

土地改良事業の事務の一部を白石町に委託するため、この案を提出する。

別紙

土地改良事業の事務の委託に関する規約

(目的)

第1条 多久市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、国営筑後川下流白石平野土地改良事業造成施設（白石平野揚水機場、佐賀西部導水路白石線、山脚導水路、白石導水路及び付帯施設）及び国営筑後川下流土地改良事業造成施設（佐賀西部導水路、多久揚水機場及び付帯施設）（以下「揚水機場等」という。）に係る土地改良事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により行う基幹水利施設管理事業佐賀西部地区をいう。以下「管理事業」という。）に関する事務の一部を白石町に委託し、白石町はこれを受託する。

(委託事務の範囲)

第2条 前条の規定により多久市が白石町に委託する事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、次に掲げる事務とする。

- (1) 揚水機場等の維持管理に関する事務
- (2) 揚水機場等を使用して送水を行う事務
- (3) その他委託事務の管理及び執行のために必要な事務

(委託事務の管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、白石町の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

- 2 白石町長は、条例等の制定又は改廃があったときは、遅滞なくその旨を多久市長に通知するものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費（管理事業に係る国及び県の補助金をもって充てる経費は除く。以下「委託費」という。）は、多久市の負担とする。

- 2 委託費の額及び納付の方法は、多久市長と白石町長が協議して定める。こ

の場合において、白石町長は、あらかじめ管理事業に要する経費の総額及び委託事務に要する経費の見積りに関する書類を多久市長に送付するものとする。

(予算の繰越し)

第5条 白石町長は、各年度において委託事務の管理及び執行に係る予算に残額があるときは、これを翌年度に繰り越して支出することができる。この場合において、白石町長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに多久市長に送付するものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、白石町長と多久市長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。